

少年補導職員の勤務要綱について

(平成16年3月3日島少甲第80号県警察本部長例規通達)

少年警察活動規則施行細則(平成19年島根県警察訓令第37号。以下「細則」という。)第6条第3項の規定に基づき、次のとおり少年補導職員の活動の細目を制定したので、適切かつ効果的な運用に努められたい。

記

1 趣旨

この要綱は、細則第6条第3項に規定する少年補導職員の職務、勤務の方法その他必要な事項を定めるものとする。

2 準拠

少年補導職員が行う少年警察活動に関しては、少年警察活動規則(平成14年国家公安委員会規則第20号)、細則及び少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則施行細則(平成19年島根県警察訓令第36号)によるほか、この要綱の定めるところによる。

3 所属長の責務

所属長(他の所属を兼務する少年補導職員が、兼務地において勤務する場合の兼務地所属長を含む。以下同じ。)は、少年補導職員の円滑な運用に努めるものとする。

4 職務

少年補導職員が行う職務は、次に掲げる事項とする。ただし、(7)及び(8)に規定する職務については、警察本部長から指定を受けた少年補導職員が、上司である警察官の命を受けた場合に限り行うことができる。

- (1) 街頭補導
- (2) 少年相談
- (3) 継続補導
- (4) 情報発信
- (5) 関係機関等との連携
- (6) 有害環境の浄化
- (7) 触法少年に係る事件の調査(事件の事実に係る調査を除く。)
- (8) ぐ犯少年に係る事件の調査
- (9) 不良行為少年の事案の処理
- (10) 被害少年の保護並びに被害少年及び保護者に対する支援
- (11) 家出少年及び要保護少年の発見・保護
- (12) その他特に所属長が命ずること。

5 心構え

少年補導職員は、少年警察活動を行うに際しては、細則第3条に規定する少年警察活動の基本を旨としなければならない。

6 服装

少年補導職員の服装は、制服とする。ただし、街頭補導その他所属長が認めた職務を

行うときは、この限りでない。

7 少年補導職員手帳の提示

少年補導職員は、職務上必要があるとき又は正当な理由により身分の証明を要求されたときは、少年補導職員手帳を提示するものとする。

8 活動要領

(1) 街頭補導

街頭補導は、街頭補導実施要領について(平成16年3月3日島少甲第79号。以下「街頭補導実施要領」という。)によるものとする。この場合において、原則として複数で行い、夜間等で危害を受けるおそれのある場所・時間に行う場合には、警察官を同行させるものとする。

(2) 少年相談

少年相談を受理したときは、少年相談実施基準の制定について(昭和60年5月13日島防少第349号本部長例規通達)により措置するものとする。

(3) 継続補導

細則第13条第1項各号に掲げる少年について、その非行防止を図るために特に必要があると認められるときは、保護者の同意を得た上で、非行等の原因となった環境や問題が改善されるまでの間、少年に対する注意、助言、指導等を継続的に実施するものとする。この場合において、少年やその保護者等の日常生活の支障とならないよう、招致面接指導、家庭訪問による指導等適宜の方法で実施し、必要により当該少年の居住地の管轄を受け持つ地域警察官や学校、職場等との緊密な連絡・連携に努めるものとする。

(4) 情報発信

少年非行情勢や犯罪被害の実態等を広く情報発信して、県民の理解と協力を得るよう努めるものとする。この場合において、学校その他の関係機関との協議会の開催、ボランティア等が開催する研修会への協力その他の適切な方法により、少年警察活動に関する専門的な知見が関係機関等における活動に反映されるよう配慮するものとする。

(5) 関係機関等との連携

学校その他の関係機関及びボランティア等との緊密な連携に努め、共同による街頭補導、早期立直りのための支援、非行防止・薬物乱用防止教室、地域座談会等の開催及び情報交換等を積極的に行うものとする。

(6) 有害環境の浄化

有害な広告物、図書類その他少年の心身に有害な影響を与える環境があると認められる営業等の発見に努め、関係者等に対する指導及び協力依頼並びに関係機関への連絡、通報等により有害環境の浄化活動を行うものとする。

(7) 触法少年及びぐ犯少年に係る事件の処理

触法少年に係る事件については児童相談所への送致又は通告その他の処理手続を、ぐ犯少年に係る事件については家庭裁判所への送致又は児童相談所等への通告その他の処理手続を行うとともに、少年やその保護者等に対し、再非行防止のために必要な注意、助言その他の必要な措置をするものとする。

(8) 不良行為少年の事案の処理

不良行為少年の事案については、街頭補導実施要領によるものとする。

(9) 被害少年の保護並びに被害少年及び保護者に対する支援

犯罪その他少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年で、支援が必要と認められる者を把握したときは、当該少年の保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言、指導等を継続的に実施し、その身体的・精神的打撃の軽減等立直りのための支援活動を行うものとする。

(10) 家出少年及び要保護少年の発見・保護

家出少年の捜索願を受理したときは、発見のための必要な手配、捜索、調査等をするとともに、家出少年を発見保護し、又は家出少年の帰宅を確認したときは、保護者の同意を得て、少年や保護者から事情を聴取し、家出の原因、動機、家出後の行動その他補導のため必要な調査をするものとする。

要保護少年を発見したときは、状況に応じた応急的な措置をし、必要により児童相談所への通告、保護者等への注意、助言等をするものとする。

9 少年事案の引継ぎ

少年相談等によって発見し、又は補導した犯罪少年については、関係記録とともに警察官に引き継ぐものとする。

10 兼務署における勤務

細則第6条第2項の規定により複数の警察署の管内において活動する少年補導職員は、原則として、兼務警察署管内において毎週1日以上勤務するものとする。

11 報告

少年補導職員は、少年警察活動について勤務日誌（別記様式）により所属長に報告するものとする。

様式 〔略〕